

神戸市公告

総合評価落札方式一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和8年1月5日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

委託名	高齢者等を対象としたスマホ相談窓口等運営業務委託
業務概要	DXの推進にあたり、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の方針実現に向けて、情報格差（デジタルデバイド）のある高齢者等のデジタルリテラシー向上に対してサポートを行っていく必要があるため、地域団体等を対象に地域福祉センター等でスマホ出張相談会を開催するほか、市民の来庁が多い区役所・支所・一部の出張所（もしくは近隣の商業施設）等にスマホ相談窓口を開設する。 なお、当事業では、講師・操作説明役として大学生・高校生等を起用する。
履行場所	（1）スマホ出張相談会：神戸市内の地域福祉センター、出張所、市営住宅集会所、その他地域の施設等地域団体が希望する場所 （2）スマホ相談窓口：各区役所・支所または区役所近隣の商業施設・明舞出張所・学園都市マイナンバーカードサテライト・六甲アイランド出張所（計15カ所）
履行期間	契約締結日（令和8年3月予定）から令和9年3月31日まで

2 担当部局

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1

神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当

TEL 078-322-5308 Mail:digital_kikaku@city.kobe.lg.jp

3 入札手続の種類

この案件は、入札手続において提案書の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等（以下「技術等」という。）と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札案件である。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6・7年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (6) 複数の事業者等により構成される共同企業体を構成する場合は、構成員全てが上記（1）から（5）に掲げる要件を全て満たしていること。その場合、入札書類提出時までに共同企業体を構成し、代表者を決め、共同企業体の結成に関する届出書を作成し提出すること。なお、代表者は、

本市に対して本業務の履行に係るすべての責任を負う。また、共同企業体の構成員は、他の共同体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。

- (7) 業務の一部を再委託する場合、再委託事業者も上記(1)及び(3)から(5)を満たすこと。なお、入札参加事業者から本業務の一部の再委託を受ける事業者は、入札に参加できない。また、提案書に再委託を行う業務の内容等を記載し、契約時に本市の承認を求める。

5 総合評価に関する事項

- (1) 入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）の算出方法は次のとおりです。

価格点＝（事業者中の最も低い見積金額/各事業者の見積金額）×400点（価格点は、小数点第1位を四捨五入するものとする。）

- (2) 技術等に対する得点（以下「技術点」という。）については、入札説明書の「14落札者決定基準」に従い、評価するものとします。なお、技術点に配分された得点の満点は500点とします。

- (3) 地元企業の受注機会の増大のため、次に該当する入札者には、総合評価点の1割を上限に加点（以下「地元加算」という。）を行うこととします。

① 地元企業（本社所在地が神戸市内） 100点

② 準地元企業（本社が市内にないが、支店等が市内にある企業） 50点

（なお、共同企業体の場合は構成員の地元加算を各自で算出し、平均したものを共同企業体の地元加算とする）

- (4) 総合評価は、入札者の価格点と技術点、地元加算を合計した値（以下「総合評価点」という。）をもって行います。総合評価点＝価格点+技術点+地元加算

6 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法等については、入札説明書等によります。

7 申請書、仕様書等の交付期間及び方法

交付期間	令和8年1月5日（月）～令和8年1月20日（火）
交付方法	原則、神戸市ホームページへ掲載を行います。ホームページからのダウンロードが困難な場合は、「2 担当部局」で配布します。

8 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	令和8年1月5日（月）～令和8年1月20日（火）（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の午後5時まで。
提出場所	2の担当部局
方 法	電子メールに添付して提出し、送付後必ず電話にて到着確認の連絡を行うこと。 到着確認の連絡先は「2. 担当部局」に記載の通り。

9 入札及び提案書提出の日時及び方法

日 時	令和8年1月5日（月）～令和8年2月18日（水）（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の午前9時か
-----	---------------------------------------------------------------------------------

	ら午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。
提出場所	〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館11階 神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当
方 法	<p>(1) 入札書については、持参又は郵送とし、電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。持参する場合は、事前に電話連絡をすること。郵送の場合は、送付記録が残る方法にて期限までに必着のこと。</p> <p>(2) 代表者または受任者が記名押印した入札書の原本1部を封筒に入れ、内訳書の原本1部と併せて封緘すること。封筒は任意のものを使用し、宛名「神戸市長」、「委託業務名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載する。</p> <p>(3) 提案書については(1)の封筒とは別に提出するものとする。電子メールにより正本と副本のPDF形式の電子データを提出すること。提案書(副本)は、表紙や目次のはか、本文中や各ページのヘッダー・フッターにも社名及び社名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。別途正本として社名入りの表紙を付けたものも提出すること。その際、電子メールのタイトルに「高齢者等を対象としたスマホ相談窓口等運営業務委託【事業者名】」を記載し、電子メールの到達を確認すること。</p> <p>(4) 提案書とあわせて、「評価項目一覧（落札者決定基準）」の「提案書頁番号」欄に該当する提案書の頁番号を記載したものを作成し、提出すること。</p>

10 開札予定日時及び方法

日 時	令和8年2月26日（木）11時を予定
場 所	〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館11階 神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当
方 法	<p>(1) 入札書は、上記の日時・場所において開札し、業務費内訳書は入札書の開札後に全ての入札参加者について確認を行うものとする。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。</p> <p>(2) 提出した入札書及び業務費内訳書は、引換え又は取消しをすることができない。また、提出した提案書についても、追加、書換え、引換え又は撤回をすることができない。</p>

11 落札者の決定方法

- (1) 次のいずれの要件にも該当する者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。
 - ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - イ 技術点の合計が200点以上であること。
 - ウ 評価項目の「5 トラブル対応」の評価が普通以上であること。
- (2) 総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、技術点の高い者を落札者とする。この場合において、技術点及び価格点ともに同点である者が2者以上あるときは、入札価格が低い方を落札者とし、入札価格も同額である場合は、くじにより落札者を定めるものとする。（くじの日時及び場所については、別途指示する。）
- (3) 入札説明書の別紙の提案書作成要領に基づかない提案書については、評価の対象とせずに失格とする場合がある。

12 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第7条第2号の規定により免除します。

13 入札の無効

- (1) 神戸市契約規則第12条各号に該当するとき
- (2) 入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (3) 9方法によらないで提出された入札書及び業務費内訳書並びに提案書（期限までに到達しなかった場合を含む。）は、これを無効とする。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時において4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (5) 業務費内訳書を確認し、記載すべき重要事項が欠けている等業務を確実に履行することができないと認められるときは、当該入札書は無効とする。業務費内訳書が添付されていない場合（（4）の規定により無効となった場合を含む。）も、当該入札書を無効とする。
- (6) 提案書の提出がない場合（（4）の規定により無効となった場合を含む。）は当該入札を無効とする。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反した場合等、本市が不適当と認める事項が発生した場合は当該入札を無効とします。
- (8) 無効とした入札書及び業務費内訳書は、返却しないものとする。

14 その他入札に関する事項

入札説明書に記載のとおり。